

今こそ、国民に分かりやすい専門別資格になるよう、建築士法改正を目指す！

メッセージチラシの配布と緊急シンポジウムを開催し、市民にアピール。



(左から) コーディネーター・河野進氏、小倉善明JIA会長、弁護士の河合敏男氏・神崎哲氏、俳優・渡辺篤史氏、市民代表・清水克利氏、建築家の黒川紀章氏・芦原信孝氏。

大きな社会不安を起こした今回の耐震強度偽装事件。JIAは建築設計を統括する建築家の立場から、事の重大性を受け止め、居住者・購入者・建築主などの不安解消に向けて行動を開始した。1月14日・15日には、この犯罪を許してしまった建築士制度に焦点をあて、「建築士法の改正を目指します！」というメッセージチラシを東京有楽町の屋外公共空間で配布。小倉会長を筆頭にJIA幹部など10人ほどが街頭キャンペーンを行った。そして15日には、日比谷線銀座駅のコンコース特別会場で「建築相談」を開催。続く1月23日には、文京区のすまい・るホールで、「どう守る建築の安全・安心」をテーマにした緊急シン

ポジウムも開催した。パネラーには市民の代表として、被害者であるグランドステージ住吉の住民・清水克利氏、テレビ番組で建物の楽しさと豊かさを紹介している俳優・渡辺篤史氏、日本弁護士連合会・消費者問題対策委員会土地住宅部会で欠陥住宅の被害者救済を手がけている神崎哲氏と河合敏男氏、建築家として黒川紀章氏とニューヨーク在住の芦原信孝氏、そして小倉善明JIA会長。コーディネーターは前副会長の河野進氏が務めた。問題解決に向けての課題や、今後のJIAが進むべき方向性も示され、それぞれの立場からの提言や議論を3時間にわたって展開した。

耐震強度偽造の再発防止および建築士法改正に向け、行動を開始！

開催にあたり、小倉会長は、「建築士法の改正をして、消費者保護のために職能と資格が一致するような仕組みにすることが必要である。」と挨拶。続いてコーディネーターの河野氏が、「今回の事件は、建築生産に関わるシステムのほころび、問題提起が明らかになっている中で、建築家としてどう立ち向い提案していくかを議論していきたい。」とし、各パネラーの意見を聞いた。

建築士の立場が生産システムの中でものを言える基盤が脆弱過ぎる。

神崎氏は、「建築士の地位が低く貶められてしまうような建築士制度に問題があるのではないかと。阪神大震災をきっかけに欠陥住宅が社会問題になったが、その際、専門家である住宅供

給業者が無知な消費者を食い物にするという消費者被害の構図が明らかになった。このような被害の防止には、建築士制度を改革する必要があるのでは。」と指摘。「今回の耐震偽装事件でも誰が悪いかわからないと言われていたが、建築生産システムの中では施工業者の手抜き工事などを防ぐチェックの役割を建築士が担っているのに、この部分がうまく機能していない。それは建築士がきちんと施工をコントロールするために物を言える基盤があまりにも脆弱だということ。つまり、建築士が低い地位に甘んじざるをえない状況が問題と言える。その要因に、建築士の資格は高い職能を示すべき資格であるにもかかわらず、私のようなペーパー建築士も含め、あまりに人数が多いという問題もあると思う。」と語った。

欠陥住宅の最後の防波堤が建築士。工事監理で大きな役割を。

河合氏は、「施工段階のことは完成すれば見えないわけだが、まさか設計の段階で、それほど大きな手抜きが行われるとは思わなかった。阪神大震災の死者約6400名のうち8割が圧死だった。欠陥住宅問題に取り組む中で、同じ建築士といっても協力してくれるきちんとした建築士もいるし、できない人もいて随分違うことが分かった。しかし我々が建築士に期待することは大きく、最後の防波堤は建築士以外にない。さらに一般の消費者の期待に応えるためにも、工事監理の部分でもっと大きな役割を担っていただきたい。」と話した。

多面的に事前調査もしたが、構造計算まで見るのは無理

清水氏は、「低価格といわれているが、床暖房とかすべてオプションになっており、標準装備と比べると決して坪単価が安いことはない。私としてはできる確認の範囲はやって購入した。しかし、構造計算まで見るといわれてもむずかしい。施工中に現場は見たが、鉄筋が多い少ないというのは、やはり我々素人では分らない。少なくとも今後建てられる建築物で被害が起らないように、努力を改めてお願いしたい。」と話した。

安全性が疑問視される住宅が莫大にあると聞く。専門家の意見は？

テレビ番組で長年建築の楽しさ、豊かさを紹介している渡辺氏は、市民の立場から参加。「住宅の取材を始めて18年になるが、まさか構造計算が偽造されているとは、まして建築士の資格を持っている人がそんなことをやるはずはないと信じていたので驚いた。」とショックを齎にした。この後、朝日新聞に掲載されていた「真の黒幕や問題の本質は別のところにある」という記事を引用しながら、その中で指摘されている耐震基準以下の住宅が全国でおよそ1150万戸あるということに対して専門家の意見を聞きたい。」と、質問を投げかけた。

設計事務所の登録は「届出制」から「許可制」にすべき。

昨年12月17日に、国交省に単身で意見書を提出した黒川氏は、「一級建築士の免許」と「設計事務所の登録」の問題を強く指摘した。「医者の場合も国家試験を取得していても、病院として営業する時は別の免許が必要である。運転免許とタクシー営業許可は別。建築の設計も同様に人間の生命に関わる業務であるなら、営業する時に単なる届出だけでよいものだろうか。しかも今回の姉齒氏のようにたった一人で、自宅で、本当に同じ内容の、しっかりした設計が果たしてできるのだろうか。一級建築士の資格を持っていれば、設計事務所の営業ができ得るという「届出制」を「許可制」にすることを申し上げたい。

そして、官から民へという規制緩和は自由競争の中で効率がよくなって安くなるということも一つの方法だが、建築がマンションを含めて金儲けの手段になってしまっているという面があるのではと思う。」と指摘した。

建築は全て人間に対して安全であるべき。

芦原氏は、ニューヨークで建築事務所を経営している立場から、日本における役所と建築家の責任の違いについて話した。「ニューヨークでの報道で感じたことは、姉齒元建築士がやったことが信じられないというよりも、そのことに対するほとんどのリアクションが見当はずれのような気がした。議論の論点が、この問題の本質からずれているような気がしている。建築の何としても守らなくてはならない人間に対しての安全性に対し、どう取り組んでいくかということについて、この問題を契機として我々は真剣に考えないといけないと思う。」と述べた。

国民に分かりやすい専門別資格制度、建築士法改正を目指す。

小倉会長は、設計の仕組みと責任の所在を欧米との比較を通して説明。また今後のJIAの進むべき方向性を示した。

「設計する側の役割と責任が資格とどう絡んでいるのかをはっきりさせない限りは、一般の人たちが今後、誰に信頼を置いたらよいのか分からないのではないと思う。それには設計チームの建築設計者が構造技術者、設備技術者を統括して建主や施工者に対し、対応と責任を持つということを知ってもらいたい。建築設計者と呼んでいた人を、欧米ではアーキテクト（建築家）。構造技術者、設備技術者はそれぞれ、構造のエンジニア、設備のエンジニアと呼ばれている。つまり欧米では、建築家やエンジニアは自分たちの資格を持っていて、役割と資格が一致している。それに対して日本では、いずれも建築士の資格で、設計の役割と資格が対応していない。」と解説。次に欧米の資格者が、建主や施工者にどう対応しているかを説明した。

「当然、設計チームの中での建主と建築家が、建築の主要なところについては打ち合わせをして、建築家が工事費と施工者を決める。工事中は建物の強度やコストや重要な品質に関して、責任者は建築家であるということが資格としてもはっきりしており、全体を統括する重要な役割を果たしている。

欧米では、今回の事件のように構造を担当する建築士が直接、建主や施工者と話をして強度を決めるということはない。日本では、設計者はすべて建築士なので、建築家の役割をする建築士が不在になりやすいという問題がある。JIA設立以来の念願でもあるが、今回の事件を契機にして建築士制度をより一層、建築に携わる人の役割と資格が合い、また国民に分かりやすい専門別資格制度にするよう、建築士法改正を目指す。」と力強く発言した。

<シンポジウム後半>

河野 消費者保護の観点から、どこが問題とお考えですか。

芦原 建築設計は会社か、個人の資格でやるのか。最終的に建築設計の責任は個人の問題である。役所やある権限を持った機関の審査の充実や強化、専門資格の役割の明確化は大切なことだとは思いますが、根本的な解決にならない。大事なことは、契約関係と実際のペナルティである。法律的には役所に責任はなく、最終的には設計を請け負った人に責任があると思う。

今度の問題でほとんど議論されていないのは、銀行の担保価値を明確にする責任と保険の問題である。アメリカにおいて、お金を貸すときには徹底的に担保価値を調べ貸し付け金の保全を計り連帯保証のみに重きをおくような事はない。また保険を掛けるときにはその対象物件を徹底的に調査し保険金を支払わなくてはならない確率の低減を計る。日本においてもこうした銀行の担保価値に対する真面目に取り組む態度など、金融、保険のといった資本主義社会のチェックアンドバランスのシステムを助成することが、今後こういう問題をなくす大切なプロセスになると思う。

神崎 欠陥住宅問題からいえば、平成10年頃までたくさん建築された木造3階建住宅では、構造計算書も付けずに2階建申請で建て、そこに金融機関が平気で融資しているなどの酷い例も多かった。しかし、中間検査が導入され、完了検査率が上がり、さらに住宅ローンにおいて完了検査済証を融資の条件にする金融機関が増えてくると、極端にひどい欠陥住宅被害はかなり減った。その意味で、欠陥住宅を防ぐためには、住宅ローン・保

険等を通じて金融機関等にチェックさせるのも有効な手段だと思う。

清水 金融機関に対する追求というのはもちろん議論が上がっている。ただそこまでいく段階ではないのかなと住民は思っている感がある。金融機関とか保険会社に対して、どこに瑕疵があったということを実証するのはなかなか難しいことであり、まして莫大な時間と民事訴訟を起こすお金の調達などを考えるとなかなかできない、大きなハードルがある。

河野 消費者保護の話、利益をどう守るかという点では、再度問題が起らないようにすることと、セーフティネットをどうつくっていくかという議論がある。では、建築士法についてのお考えはいかがですか。

河合 建築士の問題については、能力アップ、倫理観の向上を考えることが大事だが、と同時に能力的に開きがあるという現実を踏まえどう対応していくか。一つは建築士の資格・分野がはっきりと分かれていない混同した中で、一つの資格で運用されていることも問題であり、区別することにより、能力に応じた設計や監理ができる状況をつくる必要がある。

倫理の問題については、たとえば弁護士の場合、倫理研修および実務研修は義務付けられている。会により1年間に取得しなければいけない単位も決まっており、受けないと懲戒事由となる。つまり能力や倫理観を一定程度守っていくシステムになっている。また弁護士自治に基づき、弁護士会に強制加入しなければならない、資格の自浄作用がよく働いている。建築士はその意味で自浄作用が働く制度がない。建築士も強制加入団体を設けて、自浄作用が働く制度にもっていくことが必要だ。また営利目的としている民間の検査機関の場合はサービス優先で、やはり甘い検査の方向に陥る。極論だが、行政に検査業務を戻し、そこで有能な建築士が能力を発揮していくこともあり得る。

黒川 原則的にヨーロッパ、アメリカ、そして日本の公共施設では設計と施工を一緒に請け負うことは許されていない。今回の問題の背景を考えると、公の利益を守る・住民の安全を守る・社会の福祉を向上させる・環境を良くする・まちの景観を良くするという考え方は、かなり働きにくいシステムになっているのだろうと思う。

本来の建築設計事務所、建築家の立場は自立した第三者で、施主、そして工事会社に対しても意見が言えるという立場が担保されていないと成り立ち得ない職業である。それを担保するには、銀行の問題とは別に、建築家自身が保険に入っていなければ設計できない。アメリカでは役所が責任を取る体制というより、建築家の責任が重い、だから設計料も高い。そして、その建物の価値に応じた高額な保険に入ることが設計者の条件となる。日本において、政府の側に確認審査を行う体制をつくる時にどれだけの専門家の人数が必要か、想像を絶することだと思う。設計事務所に重い責任を果すことによって、民間が自ら確認をする体制をつくる方が正しい方向ではないか。

渡辺 日本列島は地震の巣窟ということだが、都心部に高層建築が増えている現状が見られる。1981年に建築基準法が変わり新耐震基準が適用されているが、本当に大丈夫だろうか。

黒川 1150万戸がこのままでは壊れるかもしれない建物があるということですが、公共住宅では150万戸だと今朝の新聞には

出でいた。その量の多さはものすごい。偽造されたものだけではなく、古い耐震基準でつくられたものをどうするかというのは重要な問題だ。住民の命を守るという点で、どのように建築家が建築界あげて対応策を考えていけばいいか、肩の荷の重い大きな問題である。

神崎 既存不適格住宅の耐震診断・耐震改修には助成制度を設ける自治体もあるが、総じて改修は進んでいない。耐震補強が必要なのは、構造欠陥のある欠陥住宅も同じこと。以前に京都で約1000軒の木造3階建住宅を堺市と同じ手法で調査したところ、外部から見て壁量不足の構造欠陥が明らかな建物が91.3%にも及んだ。このような構造欠陥があり危険な住宅が耐震補強もされずに放置されている実態を目の当たりにすると、暗澹たる気持ちになる。耐震偽装マンションへの公的援助には賛成だが、一定の欠陥住宅の被害者も援助されて然るべきだろう。確認・検査が適正に為されていれば被害を防げたという事案は、全く変わりがないはずだ。今回の耐震偽装だけ特例的に救済して、臭いものに蓋では、問題の解決にならない。

河合 建設業者が建築士事務所を併設して、そこに自社の物件を委託するというのは最も癒着の激しいものであり、第三者性のある監理ができるわけではない。それを許している制度そのものを改革する必要がある。今の建築士法において権限だけ弱いところで、責任だけ求めていくのは問題だ。建築士の責任を重くするからには権限も強くすべきであり、両方を同時に手当てしていかなければいけない。

欠陥住宅は予防が何より大切であり、そのためには第三者の検査が大事だというのが私の考えである。

小倉 現在、事務所の開設者は誰にでもできるということも改正すべき問題ではないか。士法では、開設者が資格者でない場合にはという一つの条項を定めて決めているが、本来、建築というのは公共的な性格のあるものであり、資格者が開設者になるというのは、まずは基本ではないかと思う。

専門的な資格があるとして、それぞれの職能団体に強制加入であるならば、資格が剥奪されない限りは協会に属して倫理規定のかたちでしる必要がある。現在は、職能団体は任意団体であるから、何か違反をした人を除名したり、自ら退会をしてしまうと、たとえば悪いが危険な犬を野に放つようなもので、つまりは国民にとっては何の安全の保証にはならない。職能団体は、強制加入と連動して役割を果たすのが大切ではないかと思っている。

芦原 建ぺい率、すなわち敷地の面積に対する建てられる建物の面積は場所によって決まっているが、以前にニューヨークで起きた実際の事件では、ある有名なディベロッパーが始めたプロジェクトで建築家が間違えてしまい、ある一定の面積しか建てられないところに、それ以上建ててしまった。市の建築局もこの間違えに気がつかず許可をおろしていた。結果だけ言うと、市の建築局との裁判のすえ、ディベロッパーと建築家は彼らの責任で数階分を取り壊さなければならないことになった。この根拠は、建築局が許可をおろしていたとはいえ、許可書類にも明記してあるように設計内容の責任は建築家にあるという考え方である。役所の責任は、建物が法律的に決められた資格を持った人が法律に定められたプロセスに従ってやったことを審査するのが役目であって、内容が正しいかどうかは法律的な責任はないとした。

設計施工のことを考える背景としてビジネスは目的の異なった2種類に分けられることを認識する必要がある。一つはプロフェッショナル、一つはエンタープライズ。プロフェッショナルというのは、建築家・医者・弁護士など、営利を追求するのが第一の目的ではなく、公共の福祉に対して責任を持つ職種である。一方エンタープライズというのは、一般の株主もいる場合もあり、施工業者、製造業、販売業など金を儲けるのが最終目的の企業なのである。だから、建築家と施工業者という全く利害が相反するこうした二つの職種が一緒になって設計施工をやってはいけないというわけである。

＜会場からの質問・意見＞

会場からの意見として、「確認制度を強化することでは消費者保護にならない。建築基準法の最低の基準を満たせばいいということではなく、買う物件がどのくらいの耐震性能・耐火性能などの性能を持っているかを消費者に情報提供できる仕組みをつくらないと、建築の価値、設計した価値が分からない。そして建築コストが見えて、建築の性能が分かり、誰が設計して誰が責任を持つのか、プロジェクトごとに分かるような制度をつくり、性能の良さにあわせて保険が下がるようなインセンティブのある保険制度を整えていく必要がある。」という指摘がなされた。

建築確認における民間の制度の是非について、小倉会長は、「民間の確認制度自体としてはよいと思うが、確認機関をつかった時の条件・設立要件がよくない。設立にあたっては、2年以上の経験者が必要とされているが、これに該当するのは建築主事だけであつたはず。もう一つは資本の持ち方。確認を申請する側からも資本が出ている。これで公正さが保てるのか。不透明さはあるが、民間で検査をすることは動議付けとしてはよい。但し、建物についての技術的チェック、単体規定に関しては民間がやっても問題はないが、建築を文化として考える時には、建物の周辺の環境を維持・資産価値を高めるという視点で、何かトラブルがあった時に、民間の確認申請機関が応じることができるか、依然として懸念は残る。」と答えた。

また黒川氏は、「大臣に提出した意見書には、確認を民営化するという方向案は決して悪くないと書いた。但し、実務経験者がそれぞれの専門別に確認の内容をしっかりとチェックしていくことは必要である。今はほとんど実務経験のない人が建築主事を務めており、役所の中だけで全国で人物をそろえることは不可能。それより民営化して、その検査機関の中に実務経験者を専門家ごとにはりつけるやり方に変える。確認を実務的に行う場合には、民間の経験を持った技術者が確認の業務に携わる体制を望みたい。」と述べた。

芦原氏は、「ニューヨークでは建築申請、許可を民間でやることはない。但し建築家自身が設計内容が現行法規に従っていることに責任をもつという意思表示をすれば、設計内容の審査を受ける必要がなく時間の掛かる通常の申請はいらない。プロフェッショナルが責任をもってつくることについては、アメリカの方が徹底している。また、姉齒元建築士が設計した建物を、地方自治体や政府がお金を出して壊す動きがあるが、これは証拠隠滅ではないか。たとえば、国が買って徹底的に調べる。こんないい機会はないだろうし、理論的に正しいやり方だと思う。」と話した。

神崎氏は感想として、「プロフェッショナルとエンタープライズという話が示唆的だった。安全性確保は営利に馴染まない作業だということなのだろう。例えば、知り合いの構造専門家がやっている民間確認検査機関では、構造のチェックが厳しい

ので、ノーチェックで通る他社に依頼が行ってしまうという。真面目に厳格に審査するほど儲からない仕組みになっていることがおかしい。

建築士も同じこと。適正な競争原理を超えて、ダンピングせざるをえない、施工業者に従属せざるをえないような競争原理はゆきすぎだろう。独立性を持って第三者的に、高い倫理観と能力を持って業務を行うためには、資格の重みと資格人口の適正化が必要である。一般消費者から見て判りやすい、職能を体现・保障できるような資格制度が必要になっていると思った。」と述べた。

小倉会長は、「今回の事件の遠因に、戦後の経済至上主義があり、経済の利益を上げる人たちの道具として建築がつくられてきた。たとえば住宅のローンは30年組まれ、30年間だけでも建物がつくられてきた。一生かかってごみをつくったのかというような貧しい状況に我々の世代は直面した。これでは建築文化を創ることはできない。

今日、議論には出なかった問題の一つに、公共建築の設計が入札でなされることがある。設計者選定がなぜ入札でなされるのか。明治時代に会計法があり、物品購入は入札で行われた。設計者を発注するのにやはり会計法を使わなければならないので、物品購入の概念を適用し、入札で決められた。つまり、設計者の選定を物品購入と考えて入札にしている。この入札をなくすことも大きな課題である。」と結んだ。

コーディネーターの河野氏は、「今回のシンポジウムをきっかけに、資格や設計入札の議論を含めて、市民の方々に理解していただくべく、様々なかたちで社会に発信していくことを考えている。」と締めくくった。

その具体的な第一歩として、1月17日に、JIA小倉会長名で、「現行建築士法の欠陥」をはじめとする6つの課題を示した。また1月24日には「建築士法の抜本的改正に向けての提言」一耐震強度偽造事件を踏まえて消費者保護の徹底をはかるためと題するJIAの要望書を北側国土交通大臣に提出した。専門資格者として持つべき倫理観の欠如のみならず、こうした犯罪を誘発する要因が現在の建築士法の中に存在すること、そして消費者保護の観点から士法の抜本的改正を提言した。一部抜粋して主な要点を掲載。

1. 専門資格の創設として

- (1) 設計技術の高度化に対応すると共に、権限と責任を明確にする観点から現行の建築士資格制度を改正し、建築設計監理全体の統括業務を担当する「統括建築士（仮称）」と構造及び設備の設計監理をするそれぞれの専門資格を設ける。
- (2) 一定規模以上又は特定の用途の建築物について、各専門分野の設計・監理は専門資格者のみが行えるものとする。
- (3) 各専門分野の資格者には、それぞれの分野の職能団体への入会を義務づける。

2. 資格の更新制度の導入

専門能力の維持向上を図るため、資格は一定期間ごとに更新を要するものとし、更新の条件として継続職能研修（CPD）を義務づける。

3. 事務所開設要件の強化

建築設計事務所、専門設計事務所が適切に業務を行うために必要な独立性、専門性、透明性等を確保できるよう、事務所の開設者は専門資格を有する者に限るものとする。

（詳細はJIAホームページ <http://www.jia.or.jp> を参照）